

Techno Report

No182

フロン排出抑制法の改正が2020年4月1日より施行されます

改定

- 点検の記録は機器を設置してから廃棄した後も3年間保存が必要。
- 廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す際には引取り証明書の写しを作成し機器と一緒に渡して下さい。
- 解体工事の場合は元請業者から事前説明された書面を3年間保存が必要。

機器管理者の皆様へ



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しないと 即座に **罰金** が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は 引取ってもらえません!



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

環境省・厚生労働省 HPより抜粋

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5

2020年2月発行

本社 TEL 027-361-8111 FAX 027-329-6221
太田支店 TEL 0276-46-1348 FAX 0276-49-1156
埼玉支店 TEL 049-279-3011 FAX 049-279-3012

URL: <http://www.fujita-tec.co.jp>

本紙は弊社よりの納品書等の郵送時に同封させて頂きますので重複等が発生する事がございます。予めご了承下さい。